

## 栃木県減肥促進事業費補助金交付要領

制定 令和4(2022)年12月7日 経技第813号

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県減肥促進事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
栃木県減肥促進事業費補助金	土壌診断を行う事業者に対し、高度な土壌診断技術に要する機器の導入等を支援し、肥料価格高騰の影響を受けている農業者の土壌診断に基づく適性施肥の取組の促進を図る。	1 土壌診断機器の導入 事業実施主体が、栃木県減肥促進事業実施要領(令和4(2022)年12月7日付け経技第812号。以下「実施要領」という。)に基づき行う、土壌診断に要する機器の導入に要する経費	1/2以内	県内に本社がある事業者
		2 土壌診断の実施 事業実施主体が、実施要領に基づき行う、土壌診断費用に要する経費	定額2,500円 ただし、土壌診断1件あたりの審査費用が2,500円未満の場合は、当該検査費用の金額までとする。	県内に本社がある事業者

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県減肥促進事業費補助金	栃木県減肥促進事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書	1 様式1	1	知事が別に定める日
				2 収支予算書	2 様式2	1	

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事(直接申請事業にあっては知事)の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては

速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- 4 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札を付するなど、事業主体が定める契約手続（事業主体に定めがない場合は、市町村又は県が定める契約手続に準拠しなければならない。）により取り扱わなければならない。

（軽微な変更）

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 事業種目の新設又は廃止
- 3 事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増減

（変更の承認）

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更交付申請書（様式3）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県減肥促進事業費補助金	栃木県減肥促進事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	知事が別に定める日

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県減肥促進事業費補助金	栃木県減肥促進事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	知事が別に定める日

（補助金の請求）

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県減肥促進事業費補助金	栃木県減肥促進事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	知事が別に定める日

(その他)

第10条 この要領の他、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則（令和4（2022）年12月7日付け経技第813号）

- 1 この要領は、令和4（2022）年度分の補助金から実施する。
- 2 この要領は、令和5（2023）年3月31日をもってその効力を失う。